

共済だより

平成30年4月発行 No.197



『花霞に浮かぶ丸岡城』（坂井市）

主 な 内 容

新規採用職員の皆様へ	2
平成30年度事業計画及び予算が成立	3
医療費の“負担割合”と“自己負担限度額”	7
柔道整復師・鍼灸・マッサージの施術を受けるとき	9
退職等年金給付に係る給付算定基礎額残高通知書を送付します	10
平成30年度の年金改定について	11
被扶養者の異動手続きをお願いします	12
特定健診を受診しましょう!	14
リフレッシュ施設利用助成券をご活用ください!	16
貸付事業からのお知らせ	18
家庭用常備薬を特価にて斡旋します!	19
貯金事業からのお知らせ	19

福井県市町村職員共済組合

ご家族の皆さんと一緒にご覧ください。

新規採用職員の皆様へ

共済組合が皆様の生活をサポートします

地方公務員の共済制度は、相互救済によって組合員及びその家族が安心して生活を送れるようにするための制度です。市町村等の職員となられた皆様は、その日から共済組合の組合員となり、共済組合から「組合員証（保険証）」が交付されます。

共済組合は皆様からの掛金等により運営されています

共済組合の事業運営資金は、組合員の皆様の給料・賞与からの「掛金」と地方公共団体からの「負担金」で賄われています。

事業運営資金は、医療給付や年金給付などの財源となっています。



共済組合はこんな事業をしています

短期給付事業

組合員とその被扶養者の病気・ケガ・出産・死亡・休業または災害などに対して、必要な給付を行っています。(担当：健康管理課)

長期給付事業

組合員の退職、障害または死亡に対して年金等の給付、年金相談などを行っています。(担当：年金課)

福祉事業

《保健事業》

組合員の健康保持、増進のため、人間ドックや各種健診の助成、健康セミナーの開催、宿泊施設利用助成等を行っています。(担当：健康管理課)

《貯金事業》

組合員からの貯金の効率的かつ安全な運用、有利な利息のお支払いを行っています。(P19参照)
(担当：総務企画課)

《貸付事業》

組合員の臨時の支出に必要な資金や、住宅または土地取得のために必要な資金などの貸付けを行っています。(担当：総務企画課)

《宿泊事業》

宿泊施設『越路』の運営を行っています。(詳しくは折込みのチラシ、裏表紙をご覧ください。)
(担当：越路)



詳しい内容はホームページで
ご確認ください

URL : <http://www.fukui-kyosai.jp/>

第 152 回 組 合 会

平成30年度事業計画及び予算が成立

3月1日に第152回組合会が福井県自治会館で開催され、平成30年度の事業計画及び予算案等の5議案は、慎重な審議を経ていずれも原案どおり議決されました。

なお、今回の組合会で議決された事項は次のとおりです。予算案等の詳細については、後のページで説明させていただきます。



第152回組合会で議決された事項

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 議案第1号 | 組合員貸付規則の一部改正に係る専決処分について |
| 議案第2号 | 平成29年度事業計画及び予算の一部変更に係る専決処分について |
| 議案第3号 | 定款の一部変更(案)について |
| 議案第4号 | 組合員貯金規則の一部改正(案)について |
| 議案第5号 | 平成30年度事業計画及び予算(案)について |

お問合せ先

総務企画課	0776-52-7300
健康管理課	0776-52-7301
年金課	0776-52-7303
越 路	0776-77-3151

組合の状況

(平成30年2月28日現在)

組合員数	9,375人
(男)	5,361人
(女)	4,014人
任意継続組合員数	114人
被扶養者数	7,640人
平均標準報酬月額(短期)	364,040円
(厚年)	357,033円
(退年)	357,297円

平成30年度事業計画及び予算の概要

総括事項

1 地方公共団体等の数

市	町	一部事務組合等	計
9	8	23	40

2 組合員数・被扶養者数・標準報酬の月額・標準期末手当等の額（年度末）

（単位：人、円）

組合員種別	組合員数	被扶養者数	標準報酬の月額（平均）		標準期末手当等の額（平均）	
			長期	短期・福祉	長期	短期・福祉
一般組合員	8,247	5,914	348,259	356,600	1,379,080	1,380,490
うち特別職	43	22	588,372	661,860	2,362,116	2,446,023
市町村長組合員	15	15	620,000	875,333	2,862,133	3,307,533
特定消防組合員	1,116	1,671	363,000	363,000	1,406,376	1,406,376
市町村長長期組合員	2	—	620,000	790,000	2,958,500	3,094,500
小計	9,380	7,600	350,505	358,283	1,385,036	1,387,017
任意継続組合員	100	43	—	340,000	—	—
合計	9,480	7,643	350,505	358,091	1,385,036	1,387,017

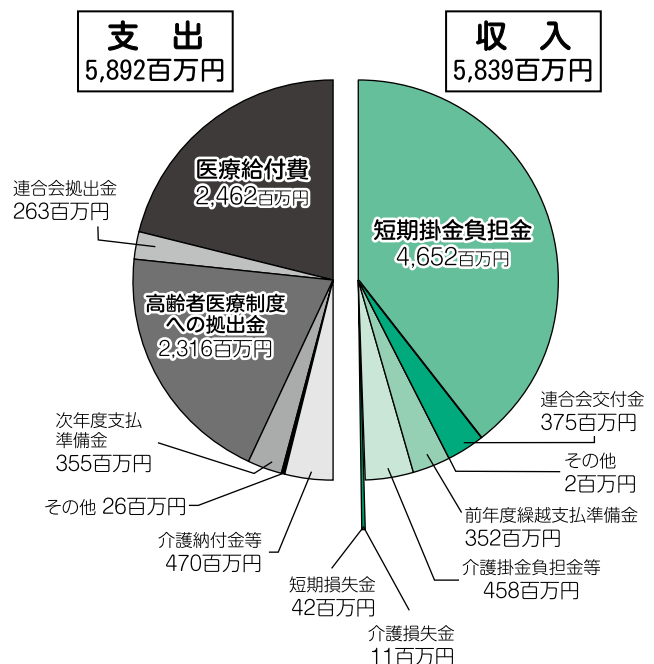
短期経理

この経理は、主に組合員及び被扶養者の医療給付や高齢者医療に係る支援金等を支出します。また、介護保険制度に係る納付金もこの経理で賄っています。

主な収入は、組合員の皆さんの掛金や所属所からの負担金です。短期の支出では、高齢者医療制度に係る支援金等が減少するなど対前年比4億9千万円余りの減額となり、収支の結果約4千万円の当期損失が生じますが、短期積立金を取り崩して補てんします。

介護においては、介護納付金の計算方法が保険者の報酬総額に比例する総報酬割に移行している関係で納付金額が増え約1千万円の損失金が生じますが、積立金を取り崩して補てんします。

結果、短期・介護共々財源率を据え置くことができました。



厚生年金保険経理

一元化後の厚生年金相当部分（いわゆる2階部分）等の給付に係る組合員保険料、負担金及び基礎年金拠出金、追加費用（2階部分）の取引について経理します。

平成30年度は、組合員保険料46億5,865万円、負担金73億8,227万円を、そのまま払込金として全国連合会へ支出します。

退職等年金経理

一元化に伴い廃止となった旧職域年金相当部分（いわゆる3階部分）に代わる新たな制度として発足した退職等年金給付に係る掛金、負担金の取引について経理します。

また、この経理の保険料には、一元化後に決定される公務上障害給付、公務上遺族給付に係る費用が含まれています。

平成30年度は、掛金・負担金合わせて7億7,118万円をそのまま全国連合会へ支出します。

経過的長期経理

一元化前に決定された公務上障害給付、公務上遺族給付に係る費用負担と追加費用（3階部分）等の取引について経理します。地方公共団体の負担金のみで組合員の掛金はありません。

平成30年度は、負担金8,884万円をそのまま払込金として全国連合会へ支出します。

退職等年金預託金管理経理

全国連合会の退職等年金給付組合積立金の一部の預託を受け、貸付経理への貸付を行います。

平成30年度から設置となる経理であるため、初年度は2億7100万円の預託金を受けることにより発生する支払利息150万円を見込んでおり、全額を全国連合会へ支出します。

経過的長期預託金管理経理

全国連合会の経過的長期給付組合積立金の一部の預託を受け、貸付経理への貸付や地方公共団体が発行する繰越地方債の引き受け等を行います。

平成30年度からは、経過的長期預託金管理経理からの貸付経理への貸付を徐々に減少させ、退職等年金預託金管理経理からの借入金に財源を移行します。

平成30年度は、預託金により発生する支払利息405万円を見込んでおり、全額を全国連合会へ支出します。

業務経理

この経理は、主に短期給付や長期給付等の事業を行うために必要な人件費及び事務費等を負担します。

主な収入は、地方公共団体からの負担金（組合員1人当たり年額12,630円）、短期経理からの繰入金（組合員1人当たり年額2,505円）及び全国市町村職員共済組合連合会からの交付金（組合員1人当たり年額5,127円）です。

組合員1人当たりの年額は増額しているものの財政状況は厳しく、引き続き経費削減に努めてまいります。

保健経理

この経理は、短期給付の補完的役割として医療費増高対策に関連する事業を行う経理です。

第二期データヘルス計画に基づき、健康管理事業として人間ドックの利用助成や生活習慣病予防検診助成、がん検診助成事業、また、健康管理担当者研修会などの講座開催のほか、特定健康診査、特定保健指導も行っています。

なお、物資経理で実施していました家庭用常備薬等幹旋事業は、平成30年度から保健事業の一環として実施します。

保健事業の詳細は、15ページの平成30年度保健事業一覧表を参照してください。

収支見込 (単位：千円)

収 入		金額
	負担金・掛金	224,179
	その他	3,250
	計	227,429
支 出		金額
厚生費	保健・講座・広報関係	97,904
	保養関係	65,896
	その他	865
	厚生費計	164,665
	特定健診・特定保健指導	15,821
	職員給与・事務費等	22,241
	宿泊経理へ繰入	20,000
	計	222,727
差引今年度損益金		4,702

貯金経理

組合員の皆様からお預かりした資金を運用し、皆様の財産作りを支援する事業です。平成30年度の組合員貯金利率は、前年度に引き続き年利1.0%を維持します。現在、金融市場は厳しい環境にありますが、本年度においても、資金運用は法令の定めに基づき、信用力（格付）の高い債券等で安定的かつ効率的な運用に努めています。

項目	事業計画額
貯 金 額	37,031,517千円
貯 金 者 数	8,153人
貯金者1人当たり 貯 金 額	4,542千円
組合員加入率	86.0%
支 払 利 率	年 1.0%

貸付経理

自動車等の物品の購入資金、住宅の新築・改修資金、冠婚葬祭やお子様の入学・修学のための資金など、組合員の皆様の必要な資金の貸付けを行います。

貸付利率は、平成30年1月1日から、地方公務員等共済組合連合会が定める退職等年金給付の算定の基礎となる基準利率の区分に応じて、総務大臣が定める率とされました。

平成29年10月から平成30年9月まで適用される基準利率は0.00%のため、貸付利率は貸付利率一覧表のとおりとなります。

■事業計画

貸付種類	事業計画額	事業計画件数
普通貸付	242,975千円	188件
住宅貸付等	358,550千円	145件
特別貸付 (結婚・入学・修学等)	129,949千円	94件
合 計	731,474千円	427件

■貸付利率一覧表

貸付種類	年利
普通・住宅・特別貸付	1.26%
災 害 貸 付	0.93%
在宅介護対応住宅貸付	1.00%

短期も介護も財源率は **据置き!**

4月

から

短期財源率（掛金・負担金） **88%** 据置き

介護財源率（掛金・負担金） **12.6%** 据置き

平成30年度 短期・介護財源率

区分	掛金		負担金	
	短期	介護	短期	介護
組合員	44.00	6.40	44.00	6.40
75歳以上の組合員	1.72		1.72	

※単位：％。介護は、40歳以上65歳未満の組合員に適用

短期財源率（保険料率）については、高齢者医療制度への支援金等が約4億9千万円減額となった影響から財源率を据え置くこととしました。

また、介護財源率については、介護納付金が増額しますが、介護積立金を取り崩して対応することとし、財源率を据え置くこととしました。

今後も組合員お一人お一人が健康維持増進にご留意いただき、医療費の抑制にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

平成30年度 任意継続掛金について

任意継続掛金は、「退職時の標準報酬の月額」と「上限となる標準報酬の月額（30年度は360,000円）」を比較し、いずれか低い額に短期分及び介護分の掛金率を乗じて算出します。なお、平成30年4月からの任意継続掛金の最高限度額（月額）は次のとおりとなります。

任意継続掛金
最高限度額
(月額)

<短期分>	31,680円	(360,000円×88.0/1000)
<介護分>	4,608円	(360,000円×12.8/1000)
<合計>	36,288円	

(注) 40歳未満及び65歳以上の方は短期分のみでの納付となります。

任意継続組合員の資格を取得された方へ

～被扶養者資格の取消・更新手続きが必要な場合があります～

在職中にご家族が被扶養者として認定されていた組合員の方が任意継続組合員の資格を取得された場合、主たる生計維持者の変更や生計状況の変更を理由とした被扶養者資格の取消・更新手続きが必要となる場合があります。

例：①在職中は子供が組合員の被扶養者として認定されており、配偶者が健康保険加入で勤務している場合（主たる生計維持者の変更）

②任意継続組合員本人は退職により無職・無収入となったが、被扶養者として認定していた子供にアルバイト収入がある場合（生計状況の変更） など

上記事例はごく一部の事例であり、実際には個々の状況によって手続きが異なりますので、詳しくは共済組合までお問い合わせください。

<お問合せ先 健康管理課>

医療費の“負担割合”と“自己負担限度額”

◎ 負担割合

組合員証を使用して医療機関等で診療を受けた際、医療費（保険診療分）に対し会計窓口で支払う一部負担金（組合員）・自己負担金（被扶養者）の負担割合は次のとおりです。

	組合員・被扶養者の負担割合 (一部負担金) (自己負担金)	共済組合の負担割合
組合員	医療費の3割	医療費の7割
被扶養者	医療費の3割 (小学校就学前 2割)	医療費の7割 (小学校就学前 8割)
高齢受給者(70~74歳)の 組合員及び被扶養者	医療費の2割(注1) (現役並み所得者(注2) 3割)	医療費の8割 (現役並み所得者 7割)

注1 高齢受給者の負担割合「医療費の2割」については、平成26年3月までに既に70歳に達している方については、特例措置を継続することで法定負担割合を「医療費の1割」とし、残りの1割については、国が負担しています。

注2 「現役並み所得者」とは、標準報酬の月額が280,000円以上の組合員及びその被扶養者をいいます。

◎ 高額療養費制度の自己負担限度額

上記により負担する一部負担金や自己負担金にも、年齢や組合員の所得に応じて自己負担限度額が設けられ、上記による負担額が自己負担限度額を上回った場合には、**その差額が高額療養費**として共済組合より支給されます。

※70歳未満の人	自己負担限度額	◆ 多数該当
標準報酬の月額 830,000円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
標準報酬の月額 530,000円以上790,000円以下	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
標準報酬の月額 280,000円以上500,000円以下	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
標準報酬の月額 260,000円以下	57,600円	44,400円
低所得者 (市町村民税非課税)	35,400円	24,600円

70歳以上の人	自己負担限度額	
	外来のみ (個人ごと)	外来 + 入院 (*世帯単位)
★現役並み所得者	57,600円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (多数該当44,400円)
一般所得者	14,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 (多数該当44,400円)
低所得者 (市町村民税非課税)	8,000円	24,600円 又は 15,000円

注3 「多数該当」の額とは、過去12か月間に3回以上高額療養費の支給を受けた場合の、4回目以降の高額療養費の支給に該当の場合の自己負担限度額です。

注4 「世帯単位」とは、共済組合にあっては、組合員とその被扶養者で構成される、医療保険上の世帯をいいます。

<お問合せ先 健康管理課>

ジェネリック医薬品の利用促進にご協力ください!

ジェネリック医薬品使用割合
現在約70%



目標値 80%!

政府は、ジェネリック医薬品の使用割合（数量シェア）を、平成32年9月までのなるべく早い時期に80%以上とする目標値を定めています。

共済組合の使用割合は、現在約70%です。共済組合も保険者として目標値の達成を求められていますので、みなさまのご協力をよろしくお願いいたします。

ジェネリック医薬品とは？

ジェネリック医薬品とは、新薬の特許期間が満了した後に、同じ有効成分・効能で作られる医薬品です。有効性・安全性・品質について、国の厳しい診査をクリアしたものが承認されています。



どうして安い？

新薬は開発に長い時間と多くの費用がかかりますが、ジェネリック医薬品は新薬と同じ有効成分を使用し、開発費用が抑えられるので低価格です。医療の質を落とすことなく、経済的な負担が軽くなります。

医療保険制度を未来につなげる

少子高齢化が急速に進む日本では、今後も医療費の増大が予想されます。ジェネリック医薬品を利用することで日本の優れた医療保険制度を維持し、子供たちや次の世代に引き継いでいくことに貢献します。

※ ジェネリック医薬品を希望する場合は、医師・薬剤師にご相談ください。

医療費通知を活用した医療費控除申告の簡素化への対応について

平成29年度税制改正において、平成29年分の確定申告より、医療費の領収書の添付又は提示に代えて、納税者本人が作成した「医療費の明細書」又は保険者が発行した医療費通知書を確定申告書に添えて提出しなければならないこととされました。（平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。）

当組合においても当該改正に伴い、平成30年度から医療費通知書の様式及び通知月を下記のとおり変更することとなりました。

なお、実際に医療機関等の窓口で支払った金額と医療費通知書の金額が異なる場合がありますので、医療機関等で交付された領収書は今までどおり大切に保管してください。

○ 新様式イメージ

医療費通知

受診者氏名 医療機関名	診療 年月	日 数	診療区分・給付種別	医療費総額	法定給付額	公費負担額	窓口負担額	家族療養費 附加金 等	高額療養費	支給額	確定申告用 自己負担額
福井 太郎 〇〇〇〇メディカル クリニック	3001	20	医科入院	500,000	350,000	0	150,000	57,400	67,570	124,970	25,030
				500,000	350,000	0	150,000	57,400	67,570	124,970	25,030

○ 通知月

【現行】 1月・4月・7月・10月の年4回 ⇒ 【変更後】 1月・7月の年2回

<お問合せ先 健康管理課>

柔道整復師・鍼灸・マッサージの施術を受けるとき

柔道整復師・鍼灸・マッサージの施術を受けるときには、組合員証が使える場合と使えない場合があります。負傷内容や原因等をはっきり伝えて施術を受けるようにしましょう。



組合員証が使える場合

柔道整復師	急性または亜急性の外傷による打撲、捻挫、挫傷（肉離れ等） 骨折・不全骨折・脱臼（緊急時以外は医師の同意が必要）
鍼灸	神経痛、リウマチ、五十肩、頸腕症候群、腰痛症、頸椎捻挫後遺症等の慢性的な疼痛 *鍼灸の施術を受けることを認める医師の同意がある場合のみに限られます。
マッサージ	筋麻痺、関節拘縮等（改善などの治療効果が期待できる場合） *マッサージの施術を受けることを認める医師の同意がある場合のみに限られます。

組合員証が使えない場合の例

➡ 全額自己負担となります

柔道整復師	日常生活のなかの疲れ・肩こり・腰痛 スポーツなどによる筋肉疲労・筋肉痛 病気（リウマチ、五十肩、関節炎など）からくる痛みやこり 脳疾患後遺症などのリハビリ 症状改善のみられない長期の施術 以前負傷した部位の痛み 原因不明の痛みや違和感 加齢による身体の痛み 外科・整形外科で受診中、同時に柔道整復師施術も受ける場合
-------	---

柔道整復師にかかるときは次の点に注意しましょう

- 原因を正しく伝えましょう。
何が原因でケガをしたのかをきちんと伝えましょう。
また、交通事故など第三者行為で健康保険を使う場合は、共済組合に連絡してください。
- 「療養費支給申請書」の内容をよく理解して、必ず自分で署名しましょう。
組合員証で施術を受ける場合は、「療養費支給申請書」に署名が必要です。
記載されている傷病名・施術日数・金額を確認して、必ず自分で署名しましょう。
また、領収書も必ずもらうようにしましょう。
- 施術が長期にわたる場合は医師の診察を受けましょう。
長期にわたって施術を受けても治らない場合は、内科的疾患が原因とも考えられますので、医師の診察を受けることをおすすめします。

施術内容の確認にご協力をお願いします

共済組合では、医療費適正化の観点から、柔道整復師・鍼灸・マッサージの受診に係る施術内容などの確認を「株式会社オークス」に委託しております。施術内容や負傷原因などを皆様には照会させていただく場合がありますので、お手元に照会文書が届いたときには期限までにご回答くださるようご協力をお願いします。

<お問合せ先 健康管理課>

退職等年金給付に係る給付算定基礎額残高通知書を送付します

～ 平成29年4月から平成30年3月までの「給付算定基礎額」に関する情報をお知らせします ～

平成27年10月に被用者年金制度が一元化されたことに伴い、改正前の共済年金におけるいわゆる3階部分（職域部分）は廃止され、退職等年金給付（年金払い退職給付）制度が創設されました。

この退職等年金給付（年金払い退職給付）制度は、国民年金・厚生年金といった公的年金とは異なり、将来自分が年金を受給する際に必要な原資を、あらかじめ労使折半による保険料で積み立てる「積立方式」による給付になります。

この原資となる額を「給付算定基礎額」といい、この額を基に退職等年金給付を受給することになります。

「給付算定基礎額残高通知書」では、前年度にあなたが積み立てた給付算定基礎額等に関する各情報をお知らせします。通知書は圧着ハガキ形式で**5月下旬頃（予定）**に全国市町村職員共済組合連合会から**自宅宛郵送**させていただきます。

その他、給付算定基礎額残高通知書に係る詳細につきましては、全国市町村職員共済組合連合会のホームページをご覧ください。

全国市町村職員共済組合連合会
<https://ssl.shichousonren.or.jp/>

【 給付算定基礎額残高通知書に表示されている各項目の見方 】

給付算定基礎額残高通知書				
(29年4月～30年3月)				
〇〇 〇〇 様 (86250000000000) 単位:円				
(入金)期月	標準報酬月額	付与額	利息	給付算定基礎額残高
	①	②	③	④
4月	410,000	6,150	41	150,899
5月	410,000	6,150	43	157,090
6月	1,247,000	18,705	48	163,283
7月	410,000	6,150	50	182,036
8月	410,000	6,150	51	188,236
9月	410,000	6,150	53	194,437
10月	410,000	6,150	0	200,640
11月	410,000	6,150	0	206,790
12月	410,000	6,150	0	212,940
1月	1,339,000	20,085	0	218,025
2月	410,000	6,150	0	224,175
3月	410,000	6,150	0	230,325
※「標準報酬月額」には同月に受けた期末手当等の額を含みます。				
	給付算定基礎額残高	有期退職年金算定基礎額	終身退職年金算定基礎額	
⑤	前回通知	150,899		
⑥	付与額累計	100,290		
⑦	利息額	286		
⑧	今回通知	251,475		
	給付算定基礎額等合計	251,475		
⑨	年金払い退職給付加入期間	2年6月		
⑩	付与率	平成29年4月～平成29年9月	1.500%	
		平成29年10月～平成30年3月	1.500%	
⑪	基準利率(年率)	平成29年4月～平成29年9月	0.320%	
		平成29年10月～平成30年3月	0.000%	
基礎年金番号		1234567890		
作成日		平成 30年 5月 1日		

- ①**標準報酬月額**
付与額の基礎となる標準報酬の額です。期末手当等を受けている月は、期末手当等の額が合算されています。
- ②**付与額**
標準報酬月額に付与率を乗じた額です。
- ③**利息**
前月までの給付算定基礎額残高と当月の付与額に基準利率（1か月単位に換算した率）を乗じた額です。
- ④**給付算定基礎額残高**
付与額及び利息の合計額です。
- ⑤**前回通知**
平成29年3月までの給付算定基礎額等の合計です。
- ⑥**付与額累計**
各月の付与額を累計した額です。
- ⑦**利息額**
各月の利息を累計した額です。
- ⑧**今回通知**
平成30年3月末における付与額と利息を累計した額です。
- ⑨**年金払い退職給付加入期間**
平成27年10月以後の組合員期間の年月数です。
- ⑩**付与率(掛金率・負担金率の合計)**
付与額を算定するために標準報酬月額に乘じる率です。
- ⑪**基準利率**
利息を求めるための率です。

* 上記通知書にお示した数値及びレイアウトは、あくまでも説明のための例であり、実際と異なる場合がございます。

平成30年度の年金額改定について

～年金額は昨年度から据置き～

総務省から「平成 29 年平均の全国消費者物価指数」が公表され、対前年 + 0.5%となりました。

また「名目手取り賃金変動率」は▲0.4%となりました。現行、物価変動率がプラス、名目手取り賃金変動率がマイナスなる場合には、年金を受給し始める際の年金額(新規裁定年金)、受給中の年金額(既裁定年金)ともに改定しないことが規定されています。

これを踏まえ、平成 30 年度の年金額は昨年度から据え置きとなります。(平成 33 年度からは、この場合、名目手取り賃金変動率による改定となります。)

したがって、平成 30 年度の年金額改定においては、マクロ経済スライド※による調整も行われません。

※ 賃金や物価の変動以外にも労働人口の減少や平均余命の伸びなども考慮して年金額を調整する仕組みです。この調整は年金改定率の範囲内で行うこととされています。(名目下限措置)

【参考】	年額
	平成 30 年 4 月～
老齢基礎年金 (1人分 満額)	779,300 円
厚生年金 (夫婦 2 人の老齢基礎年金を含む標準的な年金額)	2,655,340 円

昨年度から据え置き

【参考】	月額	
	平成 29 年 4 月～	平成 30 年 4 月～
国民年金保険料	16,490 円	16,340 円

<お問合せ先 年金課>

協定保養所の休館について

当共済組合の協定保養所である下記の宿泊施設につきましては、改修工事のため、平成30年4月1日から平成30年8月31日までの間「休館」いたしますのでお知らせします。

「えひめ共済会館」(愛媛県松山市)

表紙説明



坂井市のシンボル丸岡城は、現存天守閣では最古の建築様式を持つ平山城で、霞ヶ城の別名のとおり、春満開の桜の中に浮かぶ姿は幻想的でひととき美しいものとなっています。

天正4年(1576年)越前一向一揆を平定した織田信長の命により柴田勝家が甥の勝豊に築かせました。

周辺には、丸岡城築城400年を記念して造られた日本庭園様式の公園があり、歴史民俗資料館には、歴代城主ゆかりの品が展示されています。

丸岡城を中心に、春には桜まつり、秋には古城まつり・紅葉まつりなど、1年を通して様々なイベントを開催しています。

卒業・進学・就職・退職

被扶養者の異動手続きをお願いします

春は、卒業・進学・就職・退職の時期です。

被扶養者に次のような異動などがあったときは、手続きが必要になります。

被扶養者認定更新が必要な方、新たに認定依頼をされる方や認定取消が必要となる方は手続きをお願いします。

手続きの詳細は、所属所の共済組合事務担当課または共済組合健康管理課までお問い合わせください。

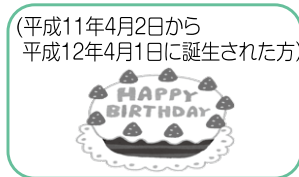
取消手続きが必要となる方



就職した方



年間収入が認定基準額を超える方
又は超える見込みとなった方



平成29年度中に18歳に到達された方

更新手続きが必要となる方

組合員被扶養者証

有効期限
平成30年3月31日

「組合員被扶養者証」に記載されている有効期限が到来した方

18歳以上60歳未満の方に係る被扶養者認定について

●稼働できる状態にある方は、原則、被扶養者認定の対象となりません。

18歳以上60歳未満の稼働できる状態にある方（健康で働ける状態にある方）については、社会通念上、社会人としての責任において自立する又は自立に向けて準備しなければならないと考えられています。

したがって、被扶養者認定基準である年間収入が130万円以上（障害を事由とする年金受給者にあつては180万円以上）の有無だけが、被扶養者認定の基準となるものではなく、「組合員が扶養しなければならない事情」及び「生計を維持している事実」を具体的に調査確認のうえ扶養状態にあると共済組合が認めた場合に限り、被扶養者として認定しています。

●稼働できる状態にない方は、被扶養者認定の対象となります。

○病気やケガにより就労できない方等（学生の方が休学された場合は、更新手続きが必要です。）

○学校教育法第1条に規定する学校の学生である方等

ただし、定時制・通信制・夜間課程の学生や各種資格取得講座等の受講生については、就業者を対象とした学校等であることから、稼働できる状態にある方として扱います。

なお、稼働できる状態にない方でも、被扶養者認定基準である年間収入が130万円以上（障害を事由とする年金受給者にあつては180万円以上）ある場合には被扶養者認定ができません。

被扶養者認定基準における年間収入とは

被扶養者認定における年間収入とは、所得税法による暦年所得ではなく、被扶養者認定を受けようとする時点から先1年間の恒常的収入（パート等の給与収入・年金収入・事業収入等）の総額をいいます。（一時的な収入は含みません。）

手続きの際は、ご注意ください。

- ・被扶養者の取消手続きについては、事実が発生しましたら速やかに手続きしてください。
- ・被扶養者認定の取消手続きが遅れた場合は、取消事実が発生した日まで遡って取消となり、その間に医療機関等で受診した医療費の保険診療分については返還していただくことになります。
- ・被扶養者の更新又は取消手続きの際は、「組合員被扶養者証」を必ず返還してください。

<お問合せ先 健康管理課>

被扶養者の認定取消について

被扶養者認定の取り扱い基準については、「共済だより」でその都度ご案内しておりますが、今回は学生でなくなった方の認定取消をQ&A形式にしてみました。

また、当組合のホームページにも被扶養者認定に係る取扱基準を掲載していますので、扶養申請手続きの参考にしてください。

Q

現在被扶養者となっている長男が平成30年3月で専門学校を卒業し、4月からは漫画家として活動する予定です。当分の間、収入が見込めない状況であるため、毎月10万円送金する予定ですが、引き続き被扶養者として認定できますか？

A

地方公務員等共済組合法第2条第1項第2号において、被扶養者は「主として組合員の収入により生計を維持するもの」と規定されています。

また、学生ではない子供の場合については、就労ができない状況のみ認定を行っています。

上記の事例においては、漫画家として活動されているため、就労ができない状況ではないと判断いたします。

したがって、10万円の送金はあるものの、必ずしも組合員が生計を維持しなければならない状況ではないため、被扶養者の要件を欠くこととなりますので、被扶養者の認定取消が必要となります。

なお、漫画家に限らず、芸能関係、作家等、その道のプロを目指す方についても同様の取り扱いとなります。

この外に、ワーキングホリデー、青年海外協力隊などで海外に渡航する場合も扶養認定外となりますのでご注意ください。

資格喪失後等の組合員証・組合員被扶養者証は速やかに返還してください

組合員が退職し組合員の資格を喪失された場合や、被扶養者として認定されている方が、就職などにより被扶養者の資格を喪失された場合には、**速やかに「組合員証・組合員被扶養者証」を返還してください。**

また、被扶養者の認定更新をされた方についても、更新前の「組合員被扶養者証」を速やかに返還してください。

資格喪失後の組合員証・組合員被扶養者証の取扱いには特に注意が必要です

注意その1

資格喪失後も組合員証・組合員被扶養者証を返還せずに、病院などで使用し受診してしまった場合には、共済組合が医療機関に支払った医療費分を、**全額返還していただくことになります**ので、十分に注意してください。

注意その2

資格喪失後に病院などで受診することになった場合には、新たに加入した健康保険（全国健康保険協会、国民健康保険等）の保険証を病院の窓口で提示し、「保険証の変更」を申し出てください。

注意その3

新たに加入する健康保険（全国健康保険協会、国民健康保険等）の保険証が交付されるまでの間に病院などで受診することになった場合には、病院などの窓口で「**保険証の変更手続き中**」であることを申し出て、指示に従ってください。

<お問合せ先 健康管理課>

40歳～74歳の

**被扶養者・任意継続組合員の皆様、特定健診を受けましょう！
特定健診の費用（約8,000円）は全額共済組合が負担します！**

共済組合の被扶養者のA子さん とB子さん の会話

A子：のぉのぉ、うちに共済組合からの青い大きめの封筒が届いたんやけどお、Bさんとここにも届いたか？

B子：ほやほや、届いてたわ。特定健診の案内やろ？

A子：私今度の誕生日で40歳になるで～、今年初めて案内が来たんやっつての。特定健診ってどんな健診なんやろ？受けんとあかんのやろか？

B子：特定健診は身体測定・血液検査・尿検査とかから、メタボリックシンドロームの状態や、自覚症状が少ない生活習慣病を早く見つけることができるんやぞ。

A子：けど私もなにかと忙しいんやっつての。ちょっとめんどくさいし、行きとないわ。

B子：なに言うてるんやっつて！健診は年に1回、たった数時間だけなんやぞ。もし、病気になってんたら、入院や通院やらで、時間もお金もようけかかってまうんやでの。

A子：ほやけど、特定健診もお金かかるんでないの？

B子：ほんとうは健診費用が8,000円くらいするらしいんやけど、共済組合が全額負担してくれるで無料なんやと。受けんと損してまうぞ。

A子：ほやのぉ、なら受けてみるかな。どこで受けられるんやの？

B子：公民館や保健センターでやってる集団健診や、共済組合が契約している病院やクリニックで受けられるんやっつて。青い封筒の中に案内の冊子が入ってるけど、予約が必要なところもあるで確認しての。

A子：ほんなら、いっしょに行こっさ！

B子：「特定健康診査受診券」と「組合員被扶養者証」を忘れんといての。去年、なんかの健診を受けてたら、その結果表も持っていくといいんやよ。

共済組合では、40歳以上74歳以下の方を対象に特定健康診査（特定健診）を実施しています。特定健診の対象となる被扶養者および任意継続組合員の方に、4月末頃ご自宅宛に受診券を郵送します。受診方法や受診会場等の詳細については、受診券に同封する「特定健康診査のご案内」をご確認ください。

※在職中の組合員の方は、所属所が行う定期健康診断や人間ドックを受けることにより、特定健診を受けたものとみなされます。

特定健診とは…

生活習慣病の原因となるメタボリックシンドロームに着目した健診です。自覚症状が少ない生活習慣病を早期に発見することができ、早い段階で改善することができます。



メタボリックシンドロームとは…

おなか周りに内臓脂肪が蓄積する内臓脂肪型肥満に加えて、高血圧、脂質異常、高血糖の症状が2つ以上重なった状態のことです。

放っておくと血管がもろくなる動脈硬化を促進し、心臓病や脳卒中など命に関わる深刻な病気に進行する危険性があります。



生活習慣病とは…

その名のとおり、日頃の生活習慣病が発症や進行に大きく関わっています。食生活の乱れ、運動不足、喫煙などの生活習慣がメタボリックシンドロームにつながります。

特定健診で早くリスクを発見し、生活習慣を見直すことにより、生活習慣病の発症や重症化を防ぐことができます。

<お問合せ先 健康管理課>

平成30年度 保健事業の概要

事業名	内 容	対 象 者	実施時期	
保 特 定 指 健 導 診	特定健康診査・特定保健指導			
	特定健康診査 40歳以上74歳以下の被扶養者および任意継続組合員を対象に、特定健康診査の費用を負担します。 組合員が受診する定期健康診断・人間ドックおよび上記健康診査において、その検査結果により、当組合が厚生労働省の基準に基づき選出した者を対象に、保健指導を行いその費用を負担します。		4月～3月	
保 健 関 係	人間ドック利用助成 (指定年齢者(年度中に40・45・50・55・58・60・65・70歳に達する組合員)優先)			
	2日人間ドック利用助成	指定年齢者 男性 ドック料金(69,100円)のうち、42,100円を助成します。 女性 ドック料金(70,700円)のうち、43,700円を助成します。 個人負担金 27,000円 指定年齢者以外 男性 ドック料金(69,100円)のうち、29,100円を助成します。 女性 ドック料金(70,700円)のうち、30,700円を助成します。 個人負担金 40,000円	組合員(45歳以上) 410人 (男性285人,女性125人)	
	1日人間ドック利用助成	指定年齢者 男性 ドック料金(45,800円)のうち、33,800円を助成します。 女性 ドック料金(50,600円)のうち、38,600円を助成します。 個人負担金 12,000円 指定年齢者以外 男性 ドック料金(45,800円)のうち、25,800円を助成します。 女性 ドック料金(50,600円)のうち、30,600円を助成します。 個人負担金 20,000円	組合員(35歳以上) 1,200人 (男性725人,女性475人)	
	脳ドック利用助成	指定年齢者 ドック料金(35,000円)のうち、23,000円を助成します。 個人負担金 12,000円 指定年齢者以外 ドック料金(35,000円)のうち、15,000円を助成します。 個人負担金 20,000円	組合員(45歳以上) 655人	
	が ん 検 診 助 成	胃がん検診助成	所属所が胃がん検診を行った場合、その費用を助成します。	1人当たり 1,500円
		大腸がん検診助成	所属所が大腸がん検診を行った場合、その費用を助成します。	1人当たり 500円
		前立腺がん検診助成	所属所が前立腺がん検診を行った場合、その費用を助成します。	1人当たり 1,000円
	婦 人 科 検 診 助 成	乳がん検診助成	所属所が乳がん検診を行った場合、その費用を助成します。	1人当たり 1,500円
		子宮がん検診助成	所属所が子宮がん検診を行った場合、その費用を助成します。	1人当たり 1,000円
	生活習慣病予防検診助成	所属所が行う法定健康診断に併せ、指定12項目を附加した場合にその費用を助成します。	12項目に対し 2,440円(外税)	全組合員(人間ドック受診者は除く)
歯科健診助成	福井県歯科医師会の協力歯科医院で歯科健診を受診した場合、その費用を助成します。	歯科健診費用 全額	年度中に27・32・37・42・47・52・57・62歳に達する組合員	
家庭用常備薬等斡旋	家庭用常備薬等の斡旋を行ないます。		1年に3度	
電話・Eメール健康相談	電話・Eメールによる心身の健康相談を行います。		組合員およびその家族	
保 養 関 係	保養所利用助成			
	直営保養所利用助成	直営保養所「越路」を利用した場合、4,000円(嶺南所属所 5,000円)助成します。(ただし、土曜日の宿泊については、3,000円(嶺南所属所 4,000円)の助成とします。)	組合員およびその家族	
	協定保養所利用助成	協定保養所を利用した場合、1,500円を助成します。	組合員およびその家族	
	リフレッシュ施設利用助成	契約施設(ゴルフ練習場・ボウリング場・バッティングセンター・スポーツ施設・アイススケート場・スキーリフト等)を利用した場合、組合員1人当たり3,000円限度で助成します。	組合員およびその家族	
長期勤続者宿泊優待	組合員期間20年以上の方が退職・または在職死亡した場合、直営保養所「越路」に宿泊優待いたします。(組合員+1名様または遺族+1名様)	該当組合員または遺族	4月～3月	
図 書 広 報 関 係	医療費通知	自己医療費および診療事実チェックのため、医療費通知を送付します。	該当組合員	1年に2度
	ジェネリック医薬品差額通知	慢性疾患者を対象にジェネリック医薬品の差額通知を送付します。	該当組合員	1年に1度
	重症化予防受診勧奨通知	健診結果で糖尿病受診勧奨判定値を超え、かつ、糖尿病での受診が確認できない組合員に対して受診勧奨通知を送付します。	該当組合員	1年に1度
講 座 関 係	保健衛生講座助成	所属所が保健衛生講座を開催した場合に、参加組合員1人当たり500円を限度に助成します。	開催した所属所	4月～3月
	健康管理担当者研修会	健康管理担当者を対象とした研修を行います。	各所属所健康管理担当者	開催時期未定
	ライフプランセミナー	組合員を対象にセミナーを開催します。	組合員	秋頃開催予定
レセプト点検・審査	全レセプトについて、専門機関において内容を審査します。	-	毎 日	
公務災害・第三者行為求償	外傷の原因が、公務災害および第三者行為ではないか調査を行います。	組合員・被扶養者	発 生 時	

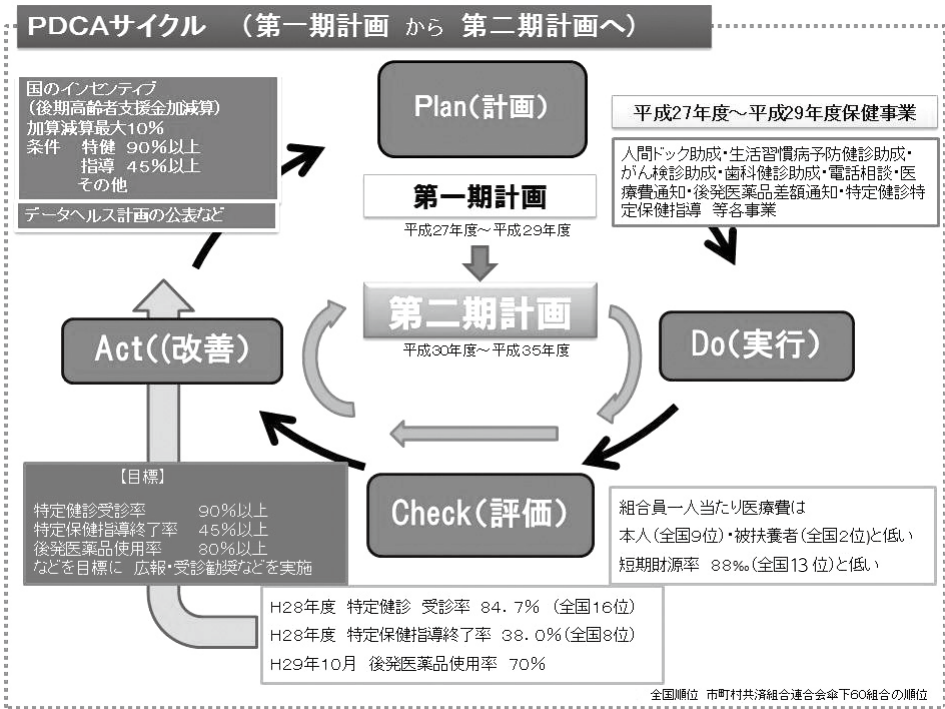
第二期データヘルス計画策定!

政府は、国民の健康・QOL（生活の向上）の改善と医療費の適正化を同時に目指すために【データヘルス計画】を各保険者に策定するよう求めています。

当組合でも、データヘルス計画（第二期平成30年度から35年度）を策定することとなっています。具体的には保健事業や特定健診事業等を実施することとなります。

組合員一人一人がまずは健康診断や人間ドックを受診していただき、保健指導の対象となった場合には必ず指導を受け、健康を維持するようご協力をお願いします。

なお、データヘルス計画は当組合HPで公表いたします。



メタボ予防や運動不足解消に

リフレッシュ施設利用助成券を
ご活用ください!

当組合では、健康づくり支援事業の一環として、組合員およびそのご家族が当組合の契約している施設を利用する場合、利用料金の一部を助成しています。

ゴルフ練習場、ボウリング場、バッティングセンター、スポーツジム等を備えた施設と契約しておりますので、メタボ予防や運動不足の解消にお役立てください。

なお、ご利用の際には、下記の点にご注意ください。



- 1 助成券は組合員1人あたり3,000円分（1枚500円の6枚綴り）です。
- 2 利用料金が**500円未満の場合、助成券は利用できません。**
- 3 助成券は**4月下旬に配布**します。有効期限は平成31年3月31日までです。
- 4 助成券は、各施設共通の券となっております。
 契約施設については、助成券配布時に同封するチラシまたは当組合のホームページでもご確認いただけます。
- 5 助成券裏面の「使用上の注意」をよく読んでご利用ください。

<お問合せ先 健康管理課>

電話・Eメール健康相談を活用しましょう!

電話相談「健康相談 ハローふくい 24」

フリーダイヤル **0120-863-291**
ハローみんなの ふくい



- ☆ 健康・医療・介護・育児・メンタルヘルスに関する相談に、それぞれの専門医師・保健師・助産師・看護師が24時間年中無休体制でアドバイスします。どんな些細な悩みでもお気軽にご相談ください。
- ☆ メンタルヘルスのご相談の場合、希望によりカウンセラーのご紹介・予約を行います。

(カウンセリング年間5回まで無料)



Eメール相談「ハローメール相談」

Eメールでもご相談できます。24時間以内に発信アドレスあて回答します。福井県市町村職員共済組合のホームページからアクセスできます。

<http://www.fukui-kyosai.jp/>

または、下記のURLから「ハローメール相談」のホームページを開いてください。

総合的な健康相談アドレス	[http://www.t-pec.co.jp/z-mail/hellomail/index.html] ユーザー名「hellomail」 パスワード「soudan」
メンタルヘルス専用アドレス	[http://www.t-pec.co.jp/z-mental/fukui/index.html] ユーザー名「863291」 パスワード「863291」

<お問合せ先 健康管理課>



東京でのお泊りは『東京グリーンパレス』へ
東京へお出かけのときにご利用ください。



福井県市町村職員共済組合の皆様へ 組合員限定 春得! 第二弾

一日 10組限定 Q U O カード 宿泊プラン
シングル 1名様 8,500円~ ツイン 2名様 15,000円~
平成30年4月16日(月) ~ 5月31日(木)

ご利用特典

- 1 QUO カード 1予約1名1,000円分QUOカード(500円分のQUOカード2枚)進呈。
- 2 朝食チケット 翌朝7:00~9:30に約30種類の和洋バイキングをお召し上がりいただけます。
- 3 ミネラルウォーター 500ml チェックイン時にお一人様1本プレゼントいたします。

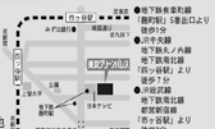


ご予約方法

- まず、東京グリーンパレスオフィシャルホームページをご覧ください。
- ホームページの「組合員様のご予約はこちら」をクリックしてください。
- ご予約はこちらか
- プラン一覧より「組合員限定」条件!宿泊プランを選択頂き、お申し込み手続きをして下さい。(宿泊のお申し込み料はユーザー登録が必要です。)

<http://www.tokyogp.com/>

ご予約・お問い合わせは
TEL. 03 (5210) 4600
FAX. 03 (5210) 4644
〒102-0084 東京都千代田区二番町2番地



貸付事業からのお知らせ

貸付利率

年利 **1.26%**
(変動金利)

貸付事業は、組合員のみなさんの住宅購入資金や車、生活必需品の購入、入学、修学、結婚、葬祭など、様々な場面でご利用できます。



貸付一覧表 (一部抜粋)

貸付種類		貸付事由
普通貸付		物品の購入で臨時に必要な費用
住宅貸付		自己居住用住宅の新築・増改築・修繕・購入・宅地購入の費用
特別貸付	入学貸付	組合員または被扶養者(被扶養者でない子を含む。)の入学に要する費用
	修学貸付	組合員または被扶養者(被扶養者でない子を含む。)の就学に要する費用
	結婚貸付	組合員または子、孫もしくは兄弟姉妹の結婚に要する費用
	葬祭貸付	組合員の配偶者、子、父母もしくは兄弟姉妹または配偶者の父母の葬祭に要する費用

住宅貸付は
抵当権設定不要

返済は
安心の給与天引

要望に応じて
手数料なしで繰上償還

※ 貸付利率は、退職等年金給付の基準利率に伴い変動します。
※ 貸付申込方法等の詳細については、共済組合までお問い合わせください。HPでも確認いただけます。

共済組合から貸付けを受ける方へ
だんしん事業のご案内

Point

「だんしん」に加入すると、返済中の借受人に万一のことがあった場合に、保険金で貸付金残高が返済されます。あわせて「債務返済支援保険」に加入すると、病気やケガで長期休職となった場合に、貸付金の返済金相当額(平均返済月額)が保険金として支払われます。



制度の位置付け

万一、死亡・所定の高度障害状態となっても…
病気やケガで長期休職となっても…

「だんしん」の保険金で貸付金残高が返済されます。
「債務返済支援保険」の保険金で返済金相当額(平均返済月額)が補償されます。

「だんしん」と「債務返済支援保険」にあわせて加入すると、万一の場合だけでなく、長期就業障害となった場合にも安心です。

例

貸付金残高	特約保証料	保障額
「だんしん」(団体信用生命保険) 貸付金残高(債務) 1,000万円の場合	保険金額(貸付金残高相当額) (10万円につき 月額20円) 月額 2,000円 ※特約保証料は見直されることがあります。	<死亡・所定の高度障害状態> 保険金1,000万円(貸付金残高相当額)を共済組合にお支払いすることで貸付金残高が返済されます。

例

返済金額	保険料	保償額
債務返済支援保険 返済金相当額(平均返済月額) 60,000円の場合 (計算例) 毎月償還40,000円、ボーナス償還120,000円の場合 平均返済月額 60,000円 = [(40,000円×12)+(120,000円×2)]÷12	保険金額(返済金相当額) (1万円につき 月額99円) 月額 594円 ※保険料は毎年見直しを行うことから、変更されることがあります。	<所定の就業障害の場合> 1カ月あたり保険金60,000円(返済金相当額)を30日の免責期間を経過した日から3年を限度に就業障害が終了するまでお支払いします。

制度内容等詳細についてはパンフレットをご一読ください。

MY-A-17-LF-008448 MYG-A-17-LF-1026

<お問合せ先 総務企画課>



家庭用常備薬品を特価にて斡旋します！

毎回たくさんのお申込みをいただき、ありがとうございます。
今回は、春先から夏に向けて、紫外線対策としてUVケア商品、また夏の虫除け対策商品などを取り入れた医薬品等100品目を特価にて斡旋いたします。

申込みの方法 共済だよりに折り込みの「家庭用常備薬等斡旋」の申込書に購入数・金額等を記入して、FAXまたは郵送でお申込みください。

申込みの際の注意 ① 「お名前」及び「お届け先住所」は、必ず記入してください。
② FAXでのお申込みは、申込書面が裏面にならないように注意して送信してください。

代金の支払方法 商品到着後、同封の振込用紙により、郵便局またはコンビニエンスストアからお振込みください。

申込締切日 平成30年5月24日（木）

斡旋品目一覧表(特)をご存知ですか？

(特)マークが目印です。

健康保険の保険者等が斡旋する医薬品のうち「特納品」という商品があります。これは、成分は市販の医薬品と同じですが、主に分量が違うだけのもので薬局やドラッグストアなどの一般店頭での販売は行っていません。

斡旋品目の金額横に(特)が付いた商品が特納品となっており、市販のものとは比べてお求めやすくなっていますので、ぜひ、ご利用ください。



<お問合せ先 健康管理課>

貯金事業からのお知らせ

組合員貯金をご利用いただきありがとうございます！

平成30年度も 年利 1.0% (半年複利)
(税引き後0.79685%)

※組合員貯金の利率は、毎年4月に見直し年度間適用しますが、金融情勢等の変動を勘案し、変更する場合があります。

平成30年度の組合員貯金利率は、現在の資産状況等を勘案した結果、年利1.0%を据え置きました。本年度においても、安定的かつ効率的な運用に努めていきます。ぜひ組合員貯金をご利用ください。

組合員貯金残高通知

3月末利息計算後の組合員貯金残高を記載した「組合員貯金残高通知書」を、4月中旬に所属所を通じて組合員の皆様へお届けします。(任意継続組合員の方にはご自宅へ郵送します。)

平成30年度下半期(10月～3月)の入出金状況及び共済組合に登録されている「振込先」を記載していますので、ご確認ください。

(4月から6月までの払戻注意日)

払戻日スケジュール

払戻日は「火・水・金」曜日です。ただし祝日を除きます。
払戻請求書は、**払戻日の2営業日前までに当組合必着**です。
特に右記払戻日は、払戻請求書必着日にご注意ください。
※5月4日(金)は祝日のため払戻しできません。

払戻注意日	払戻請求書の当組合必着日
5月1日(火)	4月26日(木)
5月2日(水)	4月27日(金)
5月8日(火)	5月2日(水)

<お問合せ先 総務企画課>

平成30年度4月1日スタート 生活サポートプラン 所得補償保険等

制度内容

制度名称	給付内容	退職後継続
生活サポートプラン	死亡または所定の高度障害状態に該当した場合、長期間の年金をお支払いします。	69歳まで継続可能 ※年齢は保険年齢です。 ※退職者・再任者専用コースの取扱いは、退職年度の3月末時点で満50歳以上の方に限ります。
医療保障保険	病気やケガにより継続して2日以上入院した場合、1日につき3,000円・5,000円・8,000円のうち、ご加入の口数の入院給付金をお支払いします。	
Wide医療	疾病・傷害による手術給付、7大疾病（三大疾病+所定の生活習慣病） ^(注) による入院・手術給付、女性疾病での入院・手術給付等を幅広く補償します。 <small>(注) 三大疾病とはがん、急性心筋梗塞、脳卒中、所定の生活習慣病とは糖尿病、高血圧性疾患、腎臓病、肝臓病を指します。</small>	
三大疾病支援制度	所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、もしくは所定の手術を受けられたとき、特定疾病保険金をお支払いします。 7大疾病保障特約とがん・上皮内新生物保障特約のそれぞれの特約を付加することで幅広く保障します。	一時払退職後傷害保険（保険期間10年間） ※一時払退職後傷害保険と傷害総合保険とは、給付内容が異なります。
傷害総合保険	急激かつ偶然な外来の事故による入院・通院・手術等をされた場合、保険金をお支払いします。その他にも賠償責任保険金や被害事故補償保険金や介護保険金等の給付もあります。	
所得補償保険	ケガ、または病気によって就業不能（治療のため入院または自宅療養）になった場合、お支払い対象となります。 ●本人および有職の配偶者が加入できます。 ●無事故の場合は、掛金の20%をお返しします。 ●医師の指示による自宅療養期間も、保険のお支払い対象です。 ●入院による就業不能は、1日目からお支払いします。 一般の15%引	

※制度内容等詳細は、パンフレットをご参照ください。

保険金給付事由

給付事由	制度名							
	生活サポートプラン	医療保障保険	Wide医療	三大疾病支援制度	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	傷害総合保険	所得補償保険
病気の 場合	死亡	○	○	○				
	高度障害	○		○				
	三大疾病時			○ ※3	○	○ ※7		
	4大疾病				○ ※5			
	上皮内新生物					○ ※6		
	入院		○	○ ※1				○
ケガの 場合	自宅療養		○					○
	死亡	○	○	○			○	
	高度障害	○		○				
	後遺障害						○	
	入院		○				○	○
	通院						○	
その他	手術		○				○	
	自宅療養						○	○
その他			○ ※2				○ ※4	

◎詳細はパンフレットをご参照ください。

- ※1：三大疾病（がん、急性心筋梗塞、脳卒中）、糖尿病、高血圧性疾患、腎臓病、肝臓病、女性疾病の場合に給付します。
- ※2：所定の要介護状態となり、その状態が90日を超えて継続した場合に介護保険金を給付します。
- ※3：所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、もしくは所定の手術を受けられたときに給付します。特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複して支払われません。
- ※4：賠償責任保険金・介護保険金・被害事故補償保険金・携行品損害保険金の給付があります。
- ※5：特約を付加している場合、所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患（高血圧性網膜症）・慢性腎不全・肝硬変を発病して所定の状態になられたときに主契約保険金の5割の7大疾病保険金を給付します。「急性心筋梗塞」「脳卒中」の場合、「所定の状態」には「所定の手術を受けたとき」を含みます。
- ※6：特約を付加している場合、所定の悪性新生物（がん）・上皮内新生物と診断確定されたときに主契約保険金の1割のがん・上皮内新生物保険金を給付します。
- ※7：特約を付加している場合、所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたときに主契約保険金の1割を給付します。（上皮内新生物、脳卒中、急性心筋梗塞は支払対象外）

請求の手順

①請求事由の発生



②事故報告書の提出

事故報告書を有限会社エル・サポート・福井までFAXしてください。

※事故報告書は、更新PR時に配布したパンフレットP38をコピーするか、各所属所の共済組合事務担当課までお申し出ください。



③請求書類の記入・必要書類の準備

「請求書類」が届きますので、請求内容の詳細を記入してください。また、その他の必要書類をご準備ください。



④請求書類・必要書類の提出

必要書類に漏れがないことを確認のうえ、有限会社エル・サポート・福井または、各所属所の共済組合事務担当課へご提出ください。



⑤請求内容の査定、保険金・給付金のお支払い

引受会社により請求内容の査定があります。支払事由に該当された場合お支払いとなります。

福井県市町村職員共済組合 保険事務取扱



LIFE SUPPORT

有限会社 エル・サポート・福井

〒910-0004 福井市宝永3丁目3番13号
田中ビル1F

TEL (0776) 28-0413

FAX (0776) 21-9982

MY-A-18-他-001430

MYG-A-17-LF-977

保険募集業務にかかる個人情報の第三者提供について

共済組合が取り扱っている保険につきましては、共済組合と明治安田生命保険相互会社、明治安田損害保険株式会社及び損害保険ジャパン日本興亜株式会社との間で締結した団体保険契約に基づき実施しています。また、共済組合との業務委託契約により有限会社エル・サポート・福井が保険業務を行っています。

共済組合は皆様の個人情報について、6月に予定しております新規資格取得者等への生活サポートプラン等の保険中途加入募集業務のため、適切な安全管理のもと、必要な範囲内で保険会社等に提供（第三者提供）させていただくと同時に、当該情報を保護するために厳正な取扱いを行います。

また、保険会社等に対しては、提供された個人情報の漏洩防止や目的以外の利用を行わないよう義務付け、厳重な管理、指導に努めます。

共済組合の取り扱う保険

- | | | | |
|---------------|------------------|--------------|-----------------------|
| ア. 生活サポートプラン | イ. 医療保障保険（医療特約） | ウ. Wide医療 | エ. 三大疾病支援制度 |
| オ. つなぎ積立年金 | カ. 傷害総合保険 | キ. 所得補償保険 | ク. ゴルファー、スキー・スノーボード保険 |
| ケ. 一時払退職後終身保険 | コ. リレー定期 | ク. 退職後医療保障保険 | シ. 退職後三大疾病支援制度 |
| ス. 一時払退職後傷害保険 | セ. 団体地方公務員賠償責任保険 | | |

共済組合が保険会社等に提供を行う個人データ

- ア. 組合員各位の所属所番号、組合員証番号、氏名、性別、生年月日、部署コード、職員番号
- イ. 組合員各位の転出・転入情報
- ウ. 組合員各位の資格取得・資格喪失・退職予定情報

情報提供の手段

文書、共済組合が編集・加工した電磁的記録媒体の送付

団体保険契約の申込書及び請求書に記載されている個人情報の取り扱い

- 利用目的 団体保険契約の事務手続き
- 共済組合から保険会社等に提供される個人データ
 - 保険金請求時の必要書類に記載される個人データ
 - (戸籍謄本に記載される氏名・続柄・本籍地等、住民票に記載される氏名、続柄等)
- 情報提供の手段 加入申込書、保険金請求書、戸籍謄本等、共済組合へ提出された書類を送付により提供

個人情報提供の停止

以上の保険業務遂行にかかる皆様の個人情報を保険会社等に対し提供することに同意されない場合は、お申し出により提供を停止しますので、共済組合あてご連絡ください。共済組合の個人情報保護に関する規定に従い対応させていただきます。

なお、この場合は各保険のご案内ができなくなりますので、あらかじめご承知おきください。

※ 上記「保険会社等」とは、明治安田生命保険相互会社、明治安田損害保険株式会社、損害保険ジャパン日本興亜株式会社及び有限会社エル・サポート・福井の4社をいいます。

おかげさまで

越路 開設50周年



当館は、福井県市町村職員共済組合の保養所として、組合員とそのご家族の皆様への保養支援を目的に昭和43年9月に開設いたしました。

昭和58年11月に現在の本館部分を増築、平成2年12月に現在の新館部分を改築し、平成28年度には外壁改修工事を行い白い外壁からお色直しをして現在の姿となりました。

開設以来、組合員とそのご家族の皆様にご愛顧をいただき、50周年を迎えることが出来ました。

つきましては、皆様への感謝の気持ちを込めて下記のとおり「**開設50周年記念イベント**」を開催させていただきます。

これからも、お客様のご期待に添えるようより一層努力してまいりますので、変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

福井県市町村職員共済組合保養所 越路 支配人
職員一同

越路 開設50周年記念イベント

平成30年4月1日から9月30日までの期間にご宿泊いただいたお客様の中から、抽選で50名様に当館の「無料ご招待券」をプレゼントいたします！

抽選は、平成30年10月に行い、当選者の方には直接ご通知いたします。

ご予約・お問い合わせは… 福井県市町村職員共済組合保養所

TEL 0776-77-3151 FAX 0776-77-3868

ホームページ <http://www.koshiji.biz/>

越路

編集、発行 福井県市町村職員共済組合 〒910-8554 福井市西開発4丁目202-1 (福井県自治会館内)
TEL (0776) 52-7300 FAX (0776) 52-7305
URL: <http://www.fukui-kyosai.jp/>
Email: ctvs@fukui-kyosai.jp